

# 青森県報

号外第三十二号

平成二十三年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目次

### 公営企業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程	(整備企画課)	一
青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程	(同)	一
青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程	(病院局)	二
青森県病院局文書規程の一部を改正する規程	(経営企画室)	二
青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程	(同)	三
青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(同)	三
青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程	(同)	五

## 公 営 企 業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業の組織等に関する規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程

第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号中「副参事」を「課長代理、副参事」に改める。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二百二十九条第一項第三号中「三・三パーセント」を「三・一パーセント」に改める。

第六十号様式中「8 その他」を

「8 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 ¥. \_\_\_\_\_ 以下「注文者青森県(以下「甲」とい

(3) 保険期間

9 その他 \_\_\_\_\_ 」

う。)と請負者 (以下「乙」という。)や「発注者と受注者」以下

「当事者」や「発注者及び受注者が」以下「注文者(甲) 又は「発注者 以下「乙」

第六十号様式の二中「甲が」や「発注者が」以下「8 その他」や

「8 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 ¥. \_\_\_\_\_ 以下「注文者青森県(以下「甲」とい

(3) 保険期間

9 その他 \_\_\_\_\_ 」

う。)と請負者 (以下「乙」という。)と「発注者と受注者」及び「甲及び乙」と「発注者及び受注者」及び「当事者協議して」と「発注者と受注者と協議して」及び「当事者記名押印し」と「発注者及び受注者が記名押印し」及び

「注文者(甲) 又は 受注者」  
「注文者(乙)」

第六十一号様式に「注文者青森県と請負者」との)と「発注者と受注者との」及び

「(5)」「(1)」「(2)」「(3)」「(4)」「(6)」「(7)」「(8)」及び「6」その他」

「6 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称  
(2) 保険金額 ¥. \_\_\_\_\_  
(3) 保険期間  
7 その他 \_\_\_\_\_

第六十一号様式に「注文者青森県(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。))と「発注者と受注者」及び「甲及び乙」と「発注者及び受注者」及び「当事者協議して」と「発注者と受注者とが協議して」及び「当事者記名押印し」

「(5)」「(1)」「(2)」「(3)」「(4)」「(6)」「(7)」「(8)」及び「6」その他」

「6 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称  
(2) 保険金額 ¥. \_\_\_\_\_  
(3) 保険期間  
7 その他 \_\_\_\_\_

改める。

第六十二号様式及び第六十三号様式中「請負者」を「受注者」に改める。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二節

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号ロ中(7)から(9)までを削る。

第六条第二項中「消化器内科・腫瘍内科」を「消化器内科」に改める。

第九条第一項第二号に次のように加える。

ル 献立、調理及び配膳に関すること。

ヲ 給食材料の保管に関すること。

別表第一欄第四号の項中

室長、課長 つくしが丘 病院運通室	室長、課長
-------------------------	-------

室長、副室長、課長、副課長 つくしが丘 病院運通室	室長、課長、副課長
---------------------------------	-----------

改め、同表中央病院の項中 がん診療セ ンター	センター長、副センター長、科に部長、副部長及び技師長
------------------------------	----------------------------

改め、同表中央病院の項中 がん診療セ ンター	センター長、統括部長、科に部長、副部長及び技師長
------------------------------	--------------------------

改め、別表第一室長の項の次に次のように加える。

副室長	当該室の長の補助的事務に従事し、当該室の事務を整理する。
-----	------------------------------

別表第二副センター長の項の次に次のように加える。

統括部長	医療業務の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
------	--------------------------

別表第二課長の項の次に次のように加える。

副課長	当該課の長の補助的事務に従事し、当該課の事務を整理する。
-----	------------------------------

別表第二中

主幹	特定の事務を掌理する。
主幹看護師	

を

主幹	特定の事務を掌理する。
主幹看護師	
主幹専門員	培われた知識、経験又は能力に応じた特定の事務を掌理する。

に

主査	重要な事務を処理する。
主任看護師	

を

主査	重要な事務を処理する。
主任看護師	
主任専門員	培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

に

改め、同表技師の項の次に次のように加える。

専門員	培われた知識、経験又は能力に応じた事務又は技術に従事する。
-----	-------------------------------

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程

青森県病院局文書規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第三号）の一部を

次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（文書の取扱いの原則）

第二条 職員は、県として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 職員は、事務が円滑かつ適正に行われるよう、文書を正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにしなければならない。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一

部を次のように改正する。

第一条第一項中「この章」の下に「第二十二条及び」を加える。

第二十条第一号中「二年」を「百八十日」に改める。  
 第二十一条第一項第二十号中「一般の勤務に従事する職員の現住居が滅失し、又は損壊した」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第二十一条第一項第二十二号中「災害時において、一般の勤務に従事する」を「災害又は交通機関の事故等の際して、」に改める。

第二十二条第一項中「職員」の下に「(期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員を除く。)」を加え、同条第二項中「六月」の下に「(非常勤職員にあつては、連続する九十三日(当該状態となった日前において当該職員が当該要介護者について当該休暇を使用した場合にあつては、知事が定める日数を差し引いた日数)(」を加える。

第二十六条の三中「(非常勤職員を除く。)」を削り、「始期」の下に「(非常勤職員にあつては、三歳)」を加える。

第四十二条第一項中「非常勤職員等」を「期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員」に、「次項」を「第三項」に改め、「三歳に満たない」を削り、同条第二項中「職員」の下に「(非常勤職員等を除く。)」を加え、同条第六項中「(非常勤職員を除く。次項において同じ。)」を削り、「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

別表第五の特別休暇の項中

地震、水害、火災、その他

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合に与えられる休暇  
 一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復

他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられる休暇

を

旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき  
 二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

に、「災害時において

て」を「災害又は交通機関の事故等の際して」に改める。  
 第九号様式を次のように改める。

第9号様式(第42条関係)

青森県病院事業管理者		職		年 月 日	
所属 職氏名		印			
青 児 休 業 承 認 請 求 書					
下記のとおりに育児休業の承認(育児休業の期間の延長)を請求します。					
記					
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生年月日	年 月 日	日生		
2 請求の内容	□育児休業の承認		□育児休業の期間の延長		
	□再度の育児休業の承認 □再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情)				
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで			
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで			
5 配偶者	氏 名				
	育児休業の期間	年 月 日から	年 月 日まで		
6 備 考					
所属長の意見					

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 請求(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)に係る子の氏名、請求者としての続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可)を添付すること。

3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。

4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職氏名、請求期間及び既に育児休業をした期間を記入すること。

5 非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合は、配偶者欄に記入すること。

6 備考欄には、配偶者欄に記入する子の年齢に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(第22条第1項第10号に掲げる場合における休暇をいう。))により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては養子縁組の氏名、請求者としての続柄及び生年月日について、請求に係る子が既に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認し印を記入すること。

7 該当する口には、し印を記入すること。

8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に使用した改正前の青森県病院局職員就業規程第二十条第一号の休暇については、改正後の同規程第二十条第一号の休暇として使用されたものとみなす。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「放射線取扱手当」を「放射線取扱作業等手当」に、「及び夜間看護手当」を「夜間看護手当及び回転翼航空機搭乗手当」に改める。

第十一条を次のように改める。

(放射線取扱作業等手当)

第十一条 放射線取扱作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 中央病院に勤務する診療放射線技師が、エックス線その他の放射線を照射する作業又は放射性同位元素を取り扱う作業に従事したとき。
- 二 臨床工学技士が、防護衣を着用し、エックス線透視診断中の作業を補助する業務に従事したとき。
- 三 心臓カテーテル室、血管造影室、呼吸器内視鏡室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師が、防護衣を着用し、次のいずれかの作業又は業務に従事したとき。
  - イ エックス線その他の放射線の照射を受けている患者に接して行う介添いの作業
  - ロ エックス線透視診断中の作業を補助する業務
  - ハ エックス線透視下で行われる手術の介助業務
- 四 R I 病棟に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素で治療中の患者に

